

【重要事項】カード会員規約改定のご案内

モデッカコーポレート会員規約

平成30年4月1日より、カード会員規約を一部改定。

改定前	改定後
<p>【第1章一般条項】</p> <p>第20条 費用等の負担</p> <p>(1) 会員は、口座振替以外の方法で支払債務を支払うときは、送金手数料を負担するものとします。</p> <p>(2) 会員は支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として再振替手続回数1回につき200円+税を、別に支払うものとします。</p> <p>(3) <u>当社が会員に対して第10条(2)①に基づく書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用を負担するものとします。</u></p> <p>(4) <u>会員は当社から各種証明書の交付を受けるときは、当社所定の手数料を支払うものとします。</u></p> <p>(5) <u>カード利用または本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税その他の公租公課が変更される場合は、当該増額分も会員の負担とします。</u></p>	<p>【第1章一般条項】</p> <p>第20条 費用等の負担</p> <p>(1) 会員は、口座振替以外の方法で支払債務を支払うときは、送金手数料を負担するものとします。</p> <p>(2) 会員は支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として再振替手続回数1回につき200円+税を、別に支払うものとします。</p> <p>(3) ……全文削除</p> <p>(4) ……全文削除 <(5)を(3)へ、繰上></p> <p>(3) <u>カード利用または本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税その他の公租公課が変更される場合は、当該増額分も会員の負担とします。</u></p>
<p>第21条 規約の変更・承認</p> <p><u>本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。</u></p>	<p>第21条 規約の変更・承認</p> <p><u>当社は、会員から届け出られた連絡先への通知(書面または電磁的方法によるものとします)、または、当社ホームページ(www.modecca.co.jp)上の告知を行うことにより、本規約の一部もしくは全てを変更または廃止することができるものとし、当該告知後に会員がカードを利用した場合、若しくは当該告知から4ヶ月以内に異議を述べない場合は、変更後または廃止後の内容に承認したものとみなします。</u></p> <p style="text-align: right;"><追加> 以上</p>

モデルクレジット株式会社
福岡県久留米市日吉町24-3